

横手市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

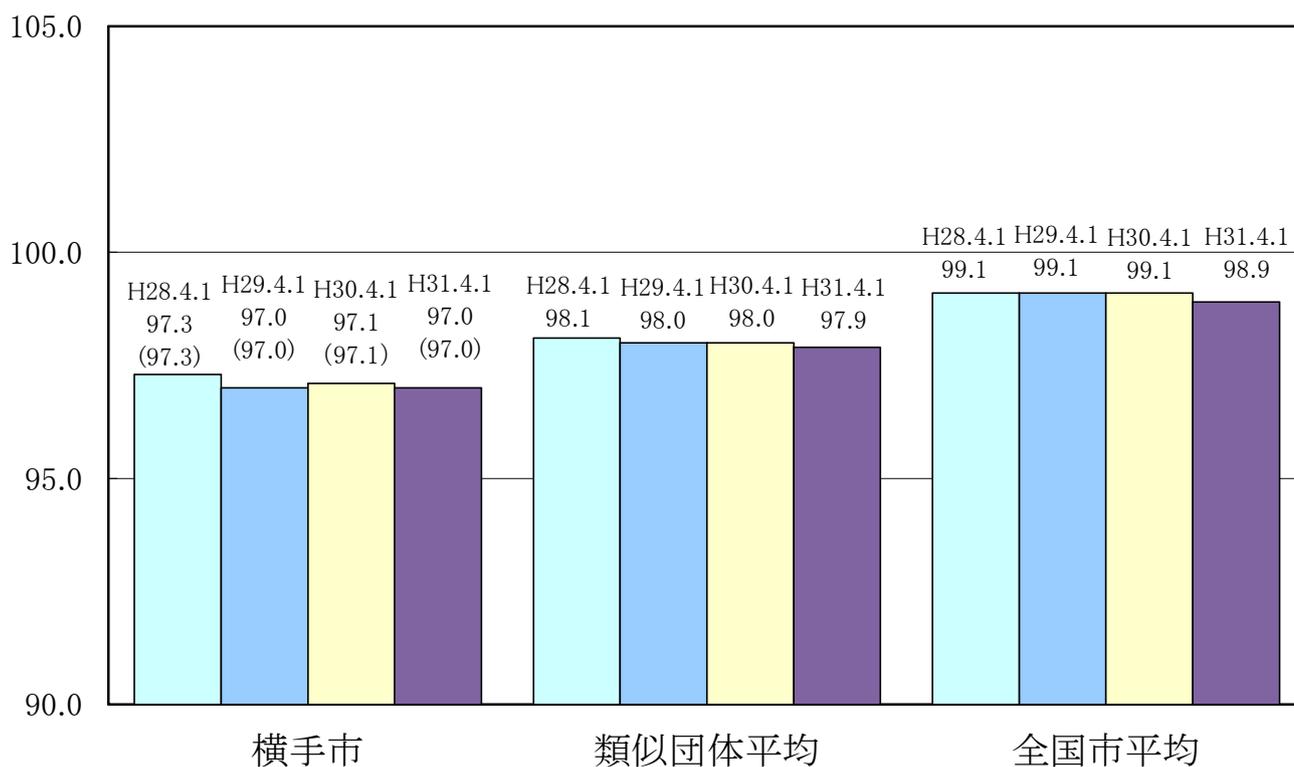
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 90,324	千円 52,225,461	千円 1,916,551	千円 7,889,603	% 15.1	% 15.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 975	千円 3,672,248	千円 726,330	千円 1,405,243	千円 5,803,821	千円 5,953	千円 5,966

- 職員手当には退職手当を含まない。
- 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日

(内容)行政職給料表については、秋田県の見直しに準じて平均0.81%引き下げ。

若年層は引上げ、高齢層は最大2.87%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準による(市内は支給なし)

(実施時期)平成28年4月1日

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、秋田県と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(5) 特記事項

平成17年10月1日新設合併

(横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横手市	43.9 歳	330,166 円	357,179 円	355,928 円
秋田県	43.0 歳	329,500 円	398,286 円	361,736 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	42.3 歳	317,141 円	382,856 円	347,192 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
横手市	50.5歳	78人	305,860円	327,287円	326,091円	-	-	-	-
うち清掃職員	47.9歳	8人	293,963円	335,056円	315,067円	廃棄物処理業従業員	45.9歳	296,600円	1.13
うち学校給食員等	50.2歳	8人	308,433円	324,046円	326,619円	調理士	46.7歳	200,100円	1.62
うち用務員等	50.6歳	52人	306,892円	326,591円	327,750円	用務員	55.6歳	211,600円	1.54
うち自動車運転手等	52.4歳	4人	305,826円	331,701円	333,076円	自家用乗用車自動車運転者	55.8歳	202,400円	1.64
うちその他	52.3歳	6人	309,369円	324,336円	321,053円	-	-	-	-
秋田県	52.3歳	245人	331,600円	375,741円	350,324円	-	-	-	-
国	50.9歳	2,431人	287,312円	-	329,380円	-	-	-	-
類似団体	51.5歳	25人	313,157円	343,979円	329,321円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
横手市	-	-	-
うち清掃職員	5,349,636円	4,102,900円	1.30
うち学校給食員等	5,290,514円	2,652,100円	1.99
うち用務員等	5,318,763円	2,883,400円	1.84
うち自動車運転手等	5,399,901円	2,742,100円	1.97
うちその他	5,304,029円	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28～30年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横手市	49.4 歳	325,637 円	348,928 円	340,236 円
秋田県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	43.1 歳	332,689 円	- 円	385,624 円
類似団体	40.0 歳	290,033 円	324,240 円	306,103 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		横 手 市	秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,544 円	180,544 円	180,700 円
	高 校 卒	148,203 円	148,203 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	145,583 円	145,583 円	- 円
	中 学 卒	137,523 円	- 円	- 円
福祉職	大 学 卒	186,186 円	- 円	- 円
	高 校 卒	167,547 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成31年4月1日現在)

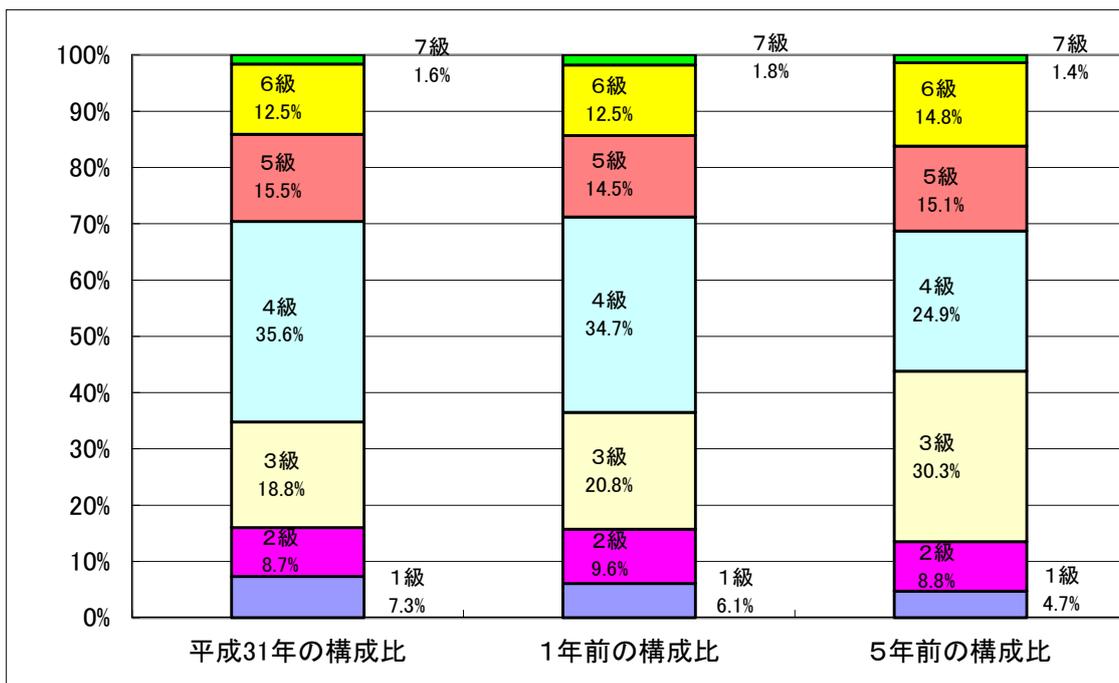
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	250,654 円	347,008 円	372,372 円	402,502 円
	高 校 卒	218,401 円	290,945 円	343,694 円	375,037 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	274,896 円	290,764 円	308,672 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	288,472 円
福祉職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	313,802 円	336,476 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

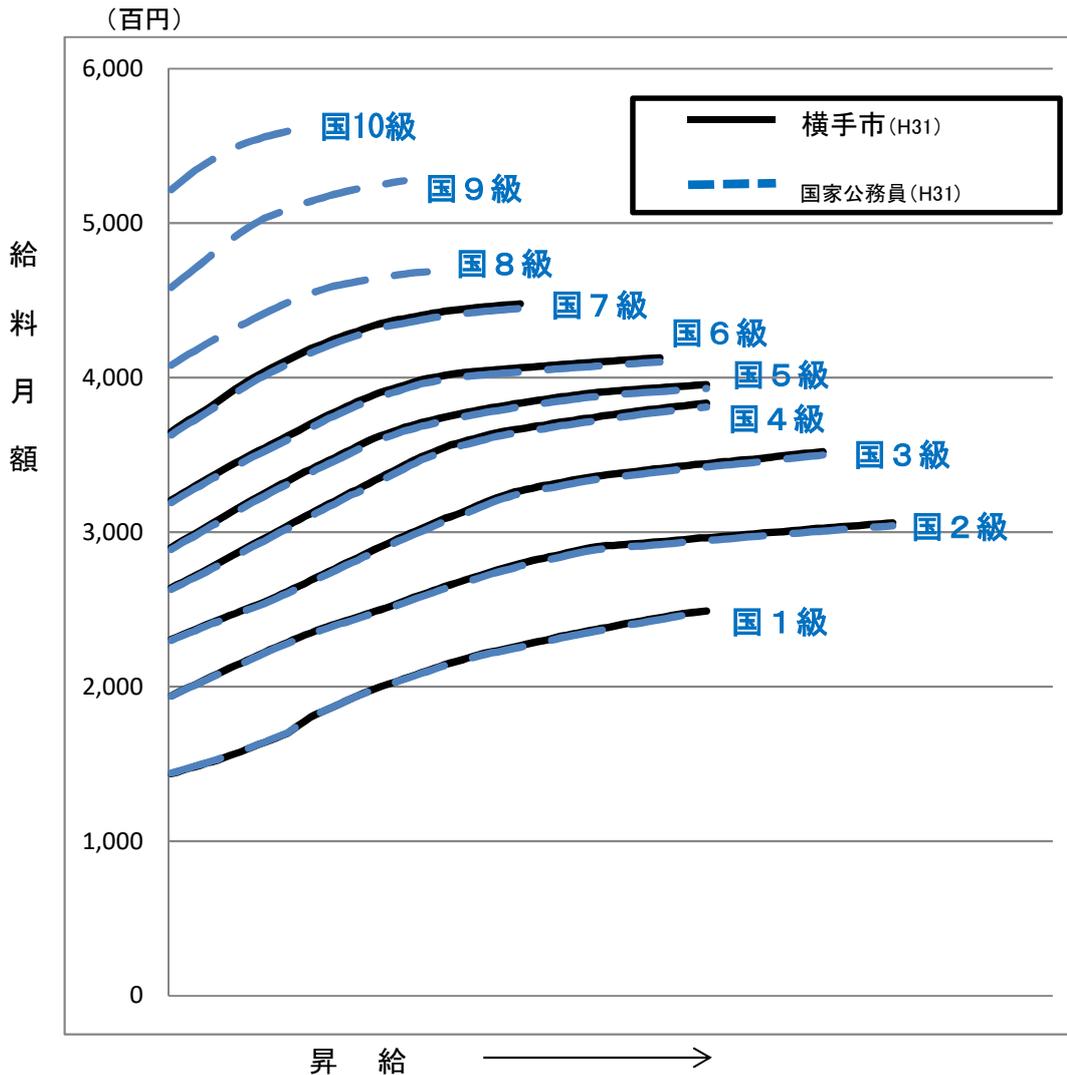
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	45 人	7.3 %	143,669 円	248,953 円
2級	主任	54 人	8.7 %	194,145 円	306,078 円
3級	副主査	116 人	18.8 %	230,616 円	352,222 円
4級	主査	220 人	35.6 %	263,965 円	383,454 円
5級	副主幹	96 人	15.5 %	290,160 円	395,544 円
6級	次長、課長、主幹等	77 人	12.5 %	320,888 円	412,873 円
7級	部長、事務所長、局長	10 人	1.6 %	365,017 円	447,833 円

- (注) 1 横手市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(横手市)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

横 手 市	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,428 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,696 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.75 月分 (0.85) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.75 月分 (0.85) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(横手市)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

横 手 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%)	
1人当たり平均支給額	7,717 千円	18,713 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		3,169 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		528,213 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	2 人	20 %
厚木市	16 %	1 人	16 %
名古屋市	15 %	1 人	15 %
那珂市	3 %	1 人	—

(4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		25,072 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		104,035 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		20.9 %		
手当の種類(手当数)		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	支給単価
防疫等作業手当	右の業務に従事した職員	感染症の患者の救護作業、感染症の病原体に汚染されたものの処理作業、家畜伝染病の防疫作業等	0 千円	1日600円(半日300円)
高所作業手当	右の業務に従事した職員及び消防職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での工事現場の監督又は地上10メートル以上の高所で消防作業等	0 千円	監督:日額200円 (半日100円) 消防作業:1回300円
用地交渉等手当	右の業務に従事した職員	現地において地権者等と直接面接して行う用地交渉業務のうち、特に困難なもの	7 千円	1日220円(半日110円)
夜間特殊業務手当	右の業務に従事した消防職員	深夜(22:00～翌6:00)において行われる消防の業務	12,780 千円	1回730円
夜間看護業務手当	看護師及び准看護師	介護老人保健施設における深夜に行われる看護等業務	1,314 千円	全部深夜:1回6,800円 一部深夜 ・4時間以上:1回3,300円 ・2～4時間:1回2,900円
介護等業務手当	右の業務に従事した職員	老人福祉施設、介護老人保健施設及び知的障害者援護施設における入所者への直接の看護、介護又は厚生業務	5,392 千円	知的障害者援護施設: 月6,000円 老人福祉施設及び介護老人保健施設:月8,000円
行旅死病人取扱手当	〃	行旅死病人の取扱業務	0 千円	死亡人:1体につき3,000円 病人:1体につき1,500円
清掃業務等手当	〃	各ごみ処理施設及びし尿処理施設における直接清掃作業	714 千円	月6,000円
災害、緊急出動手当	右の業務に従事した消防職員	災害又は緊急のための出動	4,577 千円	機関員の業務:1回300円 機関員の業務以外: 1回240円
救急救命処置業務手当	〃	救急救命士の資格を有する消防職員が行う救急救命処置業務	288 千円	1回1,000円
潜水作業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を使用した潜水作業	0 千円	1日350円
火葬業務手当	〃	斎場における火葬業務	0 千円	月5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	309,991 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	360,874 円
支給実績(29年度決算)	413,201 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	459,112 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した3月31日までにある子への加算:5,000円	同じ		千円 151,342	円 243,706
住居手当	借家、借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者が借家、借間に居住する職員に支給 ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円	同じ		千円 37,946	円 263,511
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用職員:1箇月当たり最高55,000円 ・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円～33,200円	異なる	距離区分及び手当額	千円 63,921	円 70,243
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・職員と配偶者の住居間の交通距離に応じ、月額23,000円～上限68,000円	同じ		千円 1,104	円 552,000
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・部長級職員 57,000円 ・次長級職員 40,700円 ・課長級職員 32,600円 ・専門監級職員 28,500円 ・主幹級職員 26,500円 ・副主幹級職員で所長の職にある者 23,200円			千円 49,281	円 424,833
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日等に勤務した場合に支給 ・管理職手当の適用区分に応じ、勤務1回につき4,000円～10,000円を支給 ※6時間を超える勤務の場合は5割増	同じ		千円 590	円 25,652
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日の午前5時の間)に勤務した場合、勤務した全時間に対して支給 ・支給額=(深夜勤務1時間当たりの支給額)×深夜勤務時間数	同じ		千円 19,820	円 98,121

宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 ・庁舎の保全、庁内の監視等のための日直業務 1回4,200円	同じ		千円 4,787	円 8,767
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円 を11月から翌年3月までの5ヶ月間支給	同じ		千円 72,659	円 67,842
休日勤務手当	休日勤務をした職員に支給	同じ		千円 54,354	円 130,034

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分			給 料		月 額		等	
給料	市 副 教 育	長	820,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
		長	658,000	円	1,000,000	円/	560,000	円
		長	566,000	円	802,000	円/	448,000	円
報酬	議 副 議	長	456,000	円	550,000	円/	347,900	円
		長	411,000	円	500,000	円/	285,100	円
		員	384,000	円	470,000	円/	268,200	円
期末手当	市 副 教 育	長	(平成30年度支給割合) 3.20		月分			
		長	(平成30年度支給割合) 3.20		月分			
退職手当	市 副 教 育	長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		長	$820,000 \times \text{在職月数} \times 0.47$		18,499,200	任期毎		
		長	$658,000 \times \text{在職月数} \times 0.28$		8,843,520	任期毎		
		長	$566,000 \times \text{在職月数} \times 0.21$		5,705,280	任期毎		

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

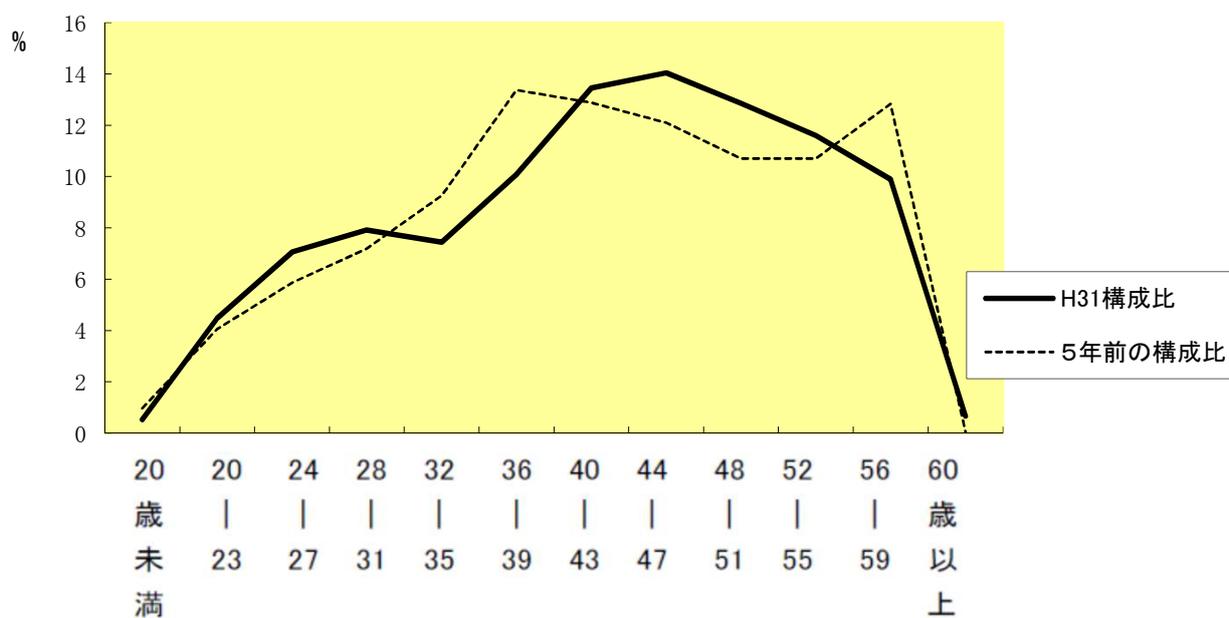
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	
		総務	231	228	△3	総務業務の見直し
		税務	41	40	△1	税務業務の見直し
		民生	145	142	△3	民生業務の見直し
		衛生	77	76	△1	衛生業務の見直し
		労働	1	1	0	
		農林水産	72	69	△3	農林業務の見直し
		商工	34	31	△3	商工業務の見直し
		土木	75	71	△4	土木業務の見直し
	小計	684	666	△18	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.52 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 61.42 人)	
普通会計部門	教育	122	119	△3	教育業務の見直し	
	消防	169	170	1	消防スタッフの充実	
	小計	975	955	△20	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.29 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 82.48 人)	
公営企業等会計部門	病院	406	415	9	地域医療の充実	
	水道	25	25	0		
	下水道	13	12	△1	下水道業務見直し	
	その他	113	110	△3	介護施設業務の見直し	
	小計	557	562	5		
合計		1,532 [1,655]	1,517 [1,655]	△15	<参考> 人口1万人当たり職員数 172.01 人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数値である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人 8	人 68	人 107	人 120	人 113	人 153	人 204	人 213	人 195	人 176	人 150	人 10	人 1,517

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	778	748	718	703	684	666	△ 112	(△ 14.4%)
教育	140	129	129	127	122	119	△ 21	(△ 15.0%)
消防	174	164	167	168	169	170	△ 4	(△ 2.3%)
普通会計計	1,092	1,041	1,014	998	975	955	△ 137	(△ 12.5%)
公営企業等会計計	561	564	556	558	557	562	1	(0.2%)
総合計	1,653	1,605	1,570	1,556	1,532	1,517	△ 136	(△ 8.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 1,904,011	千円 61,786	千円 165,664	% 8.7	% 8.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	人 21	千円 86,016	千円 13,059	千円 33,887	千円 132,962	千円 6,332

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,953

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横 手 市	46.1 歳	359,325 円	521,344 円
団 体 平 均	43.7 歳	329,709 円	481,402 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横 手 市	一般行政職平均
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,613 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,428 千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.75 月分 (0.85) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.75 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% 管理職加算 なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

横 手 市			一般行政職平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	7,717 千円	18,713 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		- 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

(注) 「横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」には、地域手当を支給する規定なし。

エ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		- %	
手当の種類(手当数)		-	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-

(注) 「横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」には、特殊勤務手当を支給する規定なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	4,707 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	224,138 円
支給実績(平成29年度決算)	6,234 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	296,877 円

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した 3月31日までにある子への加算:5,000円	同じ		千円 3,309	円 275,708
住居手当	借家、借間に居住する職員及び単身赴任手 当受給者であって配偶者が借家、借間に居 住する職員に支給 ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家 賃を支払っている職員):最高27,000円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手 当受給職員:最高13,500円	同じ		千円 287	円 286,800
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用職員:1箇月当たり最高 55,000円 ・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額 2,000円~33,200円	同じ		千円 1,229	円 76,800
単身赴任手 当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により 配偶者と別居して単身で生活する職員に支 給 ・職員と配偶者の住居間の交通距 離に応じ、月額23,000円~上限 68,000円	同じ		千円 0	円 0

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・部長級職員 57,000円 ・次長級職員 40,700円 ・課長級職員 32,600円 ・専門監級職員 28,500円 ・主幹級職員 26,500円 ・副主幹級職員で 所長の職にある者 23,200円 	同じ		千円 1,564	円 521,200
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日等に勤務した場合に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の適用区分に応じ、勤務1回につき4,000円～10,000円を支給 ※6時間を超える勤務の場合は5割増 	同じ		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日の午前5時の間)に勤務した場合、勤務した全時間に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・支給額=(深夜勤務1時間当たりの支給額)×深夜勤務時間数) 	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の保全、庁内の監視等のための日直業務 1回4,200円 	同じ		千円 0	円 0
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職する職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円 を11月から翌年3月までの5ヶ月間支給	同じ		千円 1,418	円 67,524
休日勤務手当	休日勤務をした職員に支給	同じ		千円 146	円 18,222

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 2,026,359	千円 106,325	千円 126,687	% 6.3	% 6.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 16	千円 66,905	千円 9,811	千円 26,346	千円 103,062	千円 6,441	千円 5,953

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横 手 市	46.6 歳	363,935 円	525,318 円
団 体 平 均	43.7 歳	329,709 円	481,402 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横 手 市		一般行政職平均	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,647 千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,428 千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.75 月分 (0.85) 月分	期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.75 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% 管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% 管理職加算 なし	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

横 手 市			一般行政職平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	7,717 千円	18,713 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		- 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

(注) 「横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」には、地域手当を支給する規定なし。

エ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		- %	
手当の種類(手当数)		-	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-

(注) 「横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」には、特殊勤務手当を支給する規定なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	2,723 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	194,482 円
支給実績(平成29年度決算)	2,269 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	174,536 円

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者:6,500円 ・満22歳までの子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した 3月31日までにある子への加算:5,000円	同じ		千円 3,540	円 321,818
住居手当	借家、借間に居住する職員及び単身赴任手 当受給者であって配偶者が借家、借間に居 住する職員に支給 ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家 賃を支払っている職員):最高27,000円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手 当受給職員:最高13,500円	同じ		千円 294	円 294,000
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用職員:1箇月当たり最高 55,000円 ・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額 2,000円~33,200円	同じ		千円 957	円 79,783
単身赴任手 当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により 配偶者と別居して単身で生活する職員に支 給 ・職員と配偶者の住居間の交通距 離に応じ、月額23,000円~上限 68,000円	同じ		千円 152	円 152,000

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・部長級職員 57,000円 ・次長級職員 40,700円 ・課長級職員 32,600円 ・専門監級職員 28,500円 ・主幹級職員 26,500円 ・副主幹級職員で 所長の職にある者 23,200円 	同じ		千円 391	円 391,200
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日等に勤務した場合に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の適用区分に応じ、勤務1回につき4,000円～10,000円を支給 ※6時間を超える勤務の場合は5割増 	同じ		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日の午前5時の間)に勤務した場合、勤務した全時間に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・支給額=(深夜勤務1時間当たりの支給額)×深夜勤務時間数) 	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の保全、庁内の監視等のための日直業務 1回4,200円 	同じ		千円 0	円 0
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職する職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円 を11月から翌年3月までの5ヶ月間支給 	同じ		千円 1,170	円 73,125
休日勤務手当	休日勤務をした職員に支給	同じ		千円 26	円 26,136